

令和 4 年 1 月 8 日  
内 閣 府  
原子力被災者生活支援担当室

## 福島県双葉町の特定復興再生拠点区域外の帰還意向確認調査事業における 住民の個人情報の流出の可能性について

内閣府が実施している福島県双葉町の特定復興再生拠点区域外の帰還意向確認調査事業において、委託事業者によって個人情報（16名の双葉町住民の方へ送付する封筒の宛名（「住所」及び「氏名」））を撮影したデジタルカメラが紛失し、外部流出した可能性を否定できないことがわかりましたので、お知らせします。現時点では住民の住所、氏名について、インターネットや第三者への情報流出の事実は確認されていません。

このような嚴重に管理すべき情報が入ったデータを紛失したことにつきまして、住民の皆様にお詫び申し上げます。今後、委託事業者含め情報管理と再発防止を徹底してまいります。

### <経緯>

令和3年8月「2020年代をかけて特定復興再生拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別・丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進める」という政府方針を決定しました。

この方針を踏まえ、原子力被災者生活支援担当室において、「令和4年度特定復興再生拠点区域外における帰還意向確認に関する調査（意向確認調査支援業務）事業」を実施し、双葉町においては、本年8月より特定復興再生拠点区域外の対象住民に対して帰還意向確認調査を行いました。

本件に関し、令和4年10月28日（金）に帰還意向確認調査書の郵送等の事務作業を委託している事業者（日本エヌ・ユー・エス株式会社）の一次下請負事業者（アジア航測株式会社）において、職員間の作業の引継ぎに不手際があり、住民の住所、氏名を記載した封筒を撮影したデジタルカメラ及びSDカードを紛失するという事態が発生したことが判明しました。カメラによる写真撮影は、発送日及び荷姿を管理するために行っておりました。

当該カメラに含まれていた住民の住所、氏名は16件です。

### <事故発生後の対応>

上記を受け、原子力被災者生活支援担当室においては、以下のとおり対応したところです。

- ・本件に関係する双葉町及び住民の皆様に対し、事案の説明と謝罪及び再発防止を徹底する旨の連絡
- ・日本エヌ・ユー・エス株式会社及びアジア航測株式会社に対して、再発防止策の策定を指示  
※同社からは、以下の再発防止策を徹底する報告を受領。
  - －本件のような個人情報が含まれる媒体等については、指定の場所（鍵付きロッカー等）でのみ管理を行うよう嚴重な管理を徹底
  - －個人情報扱う社内的人员及び関係者に対し、同情報の重要性を再認識するよう改めて社員教育の徹底
  - －職員間での作業の引継ぎは必ず対面で実施し、引継ぎ事項の全てを確認

**【問合せ先】**

内閣府 原子力被災者生活支援担当室

住民支援班 高砂、佐藤、半谷、菊地、小川

TEL : 03-3581-9740

FAX : 03-3581-9808